

平成30年10月10日

一般社団法人 静岡県経営者協会
会長 中西 勝則 殿

長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた 取組に関する要請書

長時間労働の削減や賃金不払残業の解消、年次有給休暇の取得促進のためには、単に法令を遵守するだけでなく、長時間労働が生じている職場においては、人員の増員や業務量の見直し、マネジメントの在り方及び企業文化や職場風土等を見直していくことが必要であり、これまでの働き方ができる職場環境づくりを進める必要があります。しかしながら、我が国においては、依然として長時間労働の問題が認められるとともに、年次有給休暇の取得率が低い水準にとどまっており、長時間労働の削減を始めとした「働き方の見直し」が求められています。

こうした中、本年7月6日、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）が公布されました。また、同月24日には、変更された新たな「過労死等の防止のための対策に関する大綱」が閣議決定され、国が取り組む重点対策として、長時間労働の削減に向けた取組の徹底や過重労働による健康障害の防止対策等が項立てされるとともに、勤務間インターバル制度の周知や導入に関する数値目標等が盛り込まれたところです。

この長時間労働の問題について、静岡労働局においては、

- ① 著しい過重労働や賃金不払残業などの撲滅に向けた監督指導の強化
- ② 休暇の取得促進を始めとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化

を2つの柱として、局を挙げて取り組んでいるところです。

また、平成26年11月に施行された過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）において、11月は過労死等防止啓発月間とされており。そのため、本年も、昨年に引き続き10月を「年次有給休暇取得促進期間」、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、長時間労働削減の取組を推進することといたしました。

静岡労働局では、当該キャンペーン期間中に、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取り組みを行う予定であります。

長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。このため、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行から、早く帰る労働慣行への転換を図るための施策や、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気や醸成するための施策等、各々の企業の実情に応じた取組を行うことが望まれます。具体的には、経営トップによるメッセージの発信、勤務間インターバル制度、朝型勤務、フレックスタイム制、年次有給休暇の計画的付与制度などの導入、ノー残業デーの設定、年次有給休暇取得による連休の実現（プラスワン休暇）のほか、ボランティア休暇を始めとする働く方々の実情に応じた特別な休暇制度の導入等が挙げられます。

また、長時間労働の削減に向けた自主的な取組が促進されるよう、労働基準監督署の職員が個別に企業に訪問して相談・支援を行っておりますので、この仕組みを活用することも、具体的な取組の一つに挙げられます。

これまで、貴会からは、傘下企業等への働き方改革や夏の生活スタイル変革に関する周知啓発に関し格別の御協力を賜ってきたところですが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、傘下企業等に対して、周知啓発に向けて御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

静岡労働局長

高森洋志

